

東京都公安委員会告示第414号

遺失物法（平成18年法律第73号）第17条及び遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により、特例施設占有者として次の者を指定したので、
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）
第28条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年12月1日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

記

1 名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社東京ドーム

文京区後楽一丁目3番61号

長岡 勤

2 施設の名称及び所在地

東京ドーム 文京区後楽一丁目3番61号